第六十八条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「権限）」の下に「、第三百八十二条（取締役への報告義務）を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第三百五十七条第一項、第三百六十一条第一項第六号、第八百四十八条、第八百四十九条第三項各号列記以外の部分及び第八百四十九条の二各号列記以外の部分の規定を除く。）中「株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、第三十五条第三項中「理事又は参事その他の職員」とあるのは「清算人」と、第四十二条第四項第三号中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七条第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主（監査役設置会社にあっては、監査役）」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と」を、「清算人」と」の下に「、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役（第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）」とあるのは「清算人」と」を、「第三十七条の七第一項」との下に「、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と」を、「当該会員」との下に「、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「清算金庫」と」を加え、「及び第四項並びに」を「中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算金庫が、清算人及び清算人」と、「株式会社の区分」とあるのは「清算金庫の区分」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第八百四十九条の二中「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算人及び清算人」と、「株式会社の」とあるのは「清算金庫の」と、同法」に改める。

第七十八条から第八十条までを次のように改める。

第七十八条から第八十条まで　削除

第八十一条第四項中「及び第四項」を削る。

第八十九条中「第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「、印鑑の提出」を「」、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）（」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記）並びに」を「登記）、」に、「第百四十八条」を「第百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消）並びに第百三十九条から第百四十八条まで（」に、「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」と」を削る。

第百一条第一項第九号中「含む。）」の下に「又は第四十二条の四第四項」を加え、同条第二項中「準用する会社法」を「準用する同法」に改める。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　前条の規定による改正後の労働金庫法（次項において「新労働金庫法」という。）第四十二条の四の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に労働金庫法第三条に規定する金庫と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（同法第四十二条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新労働金庫法第四十二条の五の規定は、適用しない。

3　前条の規定による労働金庫法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第三十八条　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項及び第二十五条第二項中「又は第八百九条第二項」を「、第八百九条第二項又は第八百十六条の七第二項」に改める。

第二十六条第二項中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同条第七項中「、社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同項ただし書中「設置」の下に「又は第七百十四条の二（社債管理補助者の設置）」を加える。

第六十四条第一項中「から」の下に「二週間以内に」を加え、「は二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削る。

（銀行法の一部改正）

第三十九条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

第四十四条第三項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

第五十二条の十九第三項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第四十条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第二十二条第五項第三号中「第三十九条の四」を「第三十九条の六」に、「第四十二条の四」を「第四十二条の六」に改める。

第四十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　会社法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第三号及び第四号、第三百二十五条の三第一項第一号及び第四号から第六号まで並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）（電子提供措置）の規定は、第一項において読み替えて準用する同法第三百一条第一項に規定す